

[創立 60 周年記念特集：2050 年の情報処理]

25 人口 9,000 万人時代の日本の 電子化知的財産・社会基盤



加藤尚徳 | (株) KDDI 総合研究所／電子化知的財産・社会基盤研究会 (EIP)

国立社会保障・人口問題研究所の推計（2017 年）によれば、30 年後、つまり 2020 年には、我が国の人口が 1 億人を割り込むとされている。つまり、日本は人口 9,000 万人時代に突入する。しかも、その後も人口減少に歯止めがかからず、その後の 15 年ほどで 8,000 万人代へとさらに減少することが予想されている。この人口減少の主な原因は出生率の低下にあることから、2020 年現在以上の少子化、高齢化が進展していることだろう。

我が国は 2004 年 12 月に 12,784 万人という過去最高の人口を記録した後、人口減少に転じている。これまでの 30 年間の前半（1990～2005 年）は、この人口増加に基づいた人口ボーナスを謳歌してきた時代であったといえるだろう。一方で、30 年間の後半（2006～2019 年）ではその人口ボーナスはオナズへと転じ、人口減少の影響を日に日に強く感じてきて、そのように捉えることもできるだろう。そういった影響の中でも、IT バブルや SNS の普及、ビックデータの活用、AI ブームなど、情報処理に関するニュースによって、日々の生活が変化してきた。特にこの 15 年間で、鬱々と暗い時代であったかという個人的にはそのようには感じていない。むしろ、情報処理技術の社会的な普及によって、我々の生活は効率化してきた。人口減少の中での社会の維持に、情報処理がますます寄与してきた、そんな時代だったと理解している。

しかしながら、そのような情報処理技術の社会的な普及は、これまでにない社会的な課題を我々に投

げかけてきた。2015 年からの最後の 5 年間を見ても、仮想通貨、個人情報・プライバシー保護、海賊版サイト問題と、これまでの社会制度だけでは対応ができない課題が生じてきた。電子化知的財産・社会基盤研究会 (EIP) では、これらの課題をどのように解決するか、取り組んできた。そして、これらも新たに生じる課題に対して、解決策を提示できるように努力していきたいと考えている。では、今後 30 年間、人口 9,000 万人時代に、どのような課題が生じて、どのように解決に向けて取り組んでいくべきなのか、多少ではあるが考えてみたい。

人口が 9,000 万人代まで減る中で、情報処理に期待されることは何であろうか。人口が減少し、少子高齢化が進む中で、労働生産年齢人口の割合は小さくなっていく。そうすると、社会基盤を維持し、社会基盤の中で付加価値を生み出すためには、より効率的な社会が求められるだろう。そして、これまでの 30 年間において、情報処理はそういった効率化を達成するための手段であった。ところがこれからの 30 年間は、情報処理は手段から目的に変化するのではないかと考えている。つまり、これまでの 30 年間は社会において情報処理を活用できるように、社会に最適化された情報処理を考える時代であった。ところが、これらかの 30 年間は、むしろ社会を情報処理に最適化する時代となるのではないだろうか。

知的財産を例にとって考えよう。著作権法に目を向けてみると、著作権法の基本的な考え方は、有

体物と呼ばれる何らかの物（ブツ）つまり媒体の上に、無体物と呼ばれる情報が一体となって捉えられるところからはじまっている。この有体物に対するたとえば所有権のような権利と、無体物に対する権利を分離して考えているところが著作権法の面白いところである。これまでの30年間では、従来はほとんど一体不可分であったこの有体物と無体物の関係性が、一例として公衆送信のようなかたちで、有体物中心の例外を考えるとところに電子化知的財産の研究の意義があった。ところが、今後、流通や利用という観点でコストのかかる有体物中心の考え方から、もっと情報としての無体物本意の環境に変化していくのではないかと考えている。それはまさに、情報処理本意の環境ともいえる。2018年には、漫画村をはじめとした海賊版サイトが社会的な問題となったが、このようなサイトの登場も情報処理あつてのことだ。ある意味で、従来の物本意の環境への挑戦という見方も出来た事例なのではないだろう。このような中では、そもそも、「これまでの著作権法をこのまま続けてよいのか」というような前提を疑う議論が生じてくる可能性もある。

これまでの30年間は、いかに今までの社会に情報処理を最適化するかという試行錯誤の時代で

あった。これはある意味、既存の社会基盤の柵の中での試行錯誤であったともいえる。ところが、人口9,000万人時代においては、このような試行錯誤をするような余裕が、社会的に残されているのかということから考える必要があるだろう。そして、そのような余裕は恐らくほとんど残されていないだろう。ならば、より効率化されることを前提にして、情報処理を前提とした社会を考える時代が、次の30年間なのではないだろうか。そのような時代においては、社会基盤としての社会制度が、情報を中心とした体系に変わっていくことも予想される。非効率な社会を生み出している社会制度に対して、新しい情報処理技術が変革を迫るような、そんな研究発表が30年後のEIP研究会では行われていることを期待したい。

(2020年1月10日受付)

■加藤尚徳（正会員） an-kato@kddi-research.jp

KDDI 総合研究所において、情報法制（プライバシー・個人情報等）を中心とした法制度や技術の調査・研究・コンサル業務に従事。また、大学の非常勤講師として、情報法、知的財産法、情報セキュリティに関する講義を担当している。総合研究大学院大学複合科学研究科情報学専攻単位取得満期退学、修士（情報学）、理化学研究所革新知能統合研究センター客員研究員、神奈川大学および神奈川工科大学非常勤講師、慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員。

